

令和4年度における地域包括支援センターの評価結果について

I 評価方法等について

1 評価対象期間

令和4年4月から令和5年3月まで

2 評価方法

- 評価は、広島市地域包括支援センター運営協議会において決定した「広島市地域包括支援センターの評価基準（令和4年度分）」に基づき行った。【別紙1】
- 評価に当たっては、各地域包括支援センター（以下「センター」という。）がその運営状況などを踏まえて行った自己評価を基に、本年5～6月に地域包括ケア推進課が区地域包括ケア推進センター（区地域支えあい課）と連携して、各センターへのヒアリングを実施した。
- 評価項目のうち、新型コロナウイルス感染症対策によって事業遂行に影響を受ける項目及びこれらの結果を踏まえて評価を行う項目の計19項目については、参考値とするにとどめ評価を行わないこととした。
- また、「1共通基盤 (2)運営体制 ⑧今後の利用意向」は、評価項目の見直しを行ったため、評価項目から削除した。【別紙2-1】

[地域包括支援センターの評価項目及び項目数] (各項目を4点満点で評価)

項目		項目数 [注1]
1 共通基盤	(1) 設置状況	2項目
	(2) 運営体制（1項目は加点方式） [注2]	9→ 8項目
	(3) 職員体制	5項目
	(4) 個人情報の保護	2項目
	(5) 広報活動	3項目
	(6) 苦情処理	1項目
2 地域のネットワーク構築	地域におけるネットワーク構築業務	4→ 2項目
3 総合相談支援	総合相談業務	3項目
4 権利擁護	(1) 権利擁護	2→ 1項目
	(2) 高齢者虐待防止	3項目
	(3) 消費者被害防止	1項目
5 包括的・継続的ケアマネジメント支援	(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	2→ 1項目
	(2) 介護支援専門員に対する支援	2→ 1項目
6 介護予防ケアマネジメント	(1) 事業対象者の把握	2項目
	(2) 介護予防ケアマネジメント	11→10項目
7 重点事業	(1) 地域介護予防拠点整備促進事業	5→ 1項目
	(2) 高齢者地域支え合い事業	4→ 3項目
	(3) 在宅医療・介護連携推進事業	5→ 2項目
	(4) 認知症地域支援体制づくり	9→ 4項目
計		75→55項目

[注1] 参考値とするにとどめ評価を行わない19項目

「2-(1) 関係機関との連携づくり、③ 地域ケア会議の開催」

「4-(1)(2) 高齢者の権利擁護に関する普及啓発の実施状況」

「5-(1)(2) 介護サービス事業所相互の連携、(2)(2) 介護支援専門員のネットワーク構築」

「6-(2)(6) サービス利用後の地域とのつながり」

「7-(1)(1)、③～⑤ 地域介護予防拠点整備促進事業」

「7-(2)(3) 高齢者地域支え合い事業」

「7-(3)(1)、②、⑤ 在宅医療・介護連携推進事業」

「7-(4)(1)～③、⑥、⑨ 認知症地域支援体制づくり」

[注2] 「1-(2)⑧ 今後の利用意向」は評価項目の見直しを行い、削除した。

II 評価結果等について

《全般》

- ◎ 参考値を除く評価点の平均点は以下のとおりで、前年度とほぼ同程度の評価となっている。

【別紙2-2】

[評価点の状況] (いずれも4点満点)

区分	令和4年度	令和3年度
全センターの平均点	3.89点	3.87点
平均点の最高点	4.00点	4.00点
平均点の最低点	3.70点	3.65点

- 評価点の平均点が3点を下回る項目が、「1 共通基盤」の3項目（令和3年度3項目）において見受けられた。平均点が2点を下回る項目はなかった。
- なお、センター主催の会議や研修会等の開催に関する評価項目は、新型コロナウイルス感染症の影響で事業遂行に影響を受けるものとして参考値にしているが、感染者数が少ないタイミングを見計らった開催やICTの活用などにより、全体的に平均点が上昇している傾向が見られた。

1 共通基盤（21項目 ※加点方式の1項目を除く）

[運営体制関係]

- ◎ 全センターが地域実態把握シートを作成し、地域の現状把握を行っている。把握した地域課題に基づき、年度当初に立てた計画に基づいて事業を実施・評価するだけではなく、多くのセンターでは、年度途中に随時計画を見直して可視化し、職員間で共有していた。

(関連する主な評価項目)

(2) 運営体制	令和4年度	令和3年度
②地域の課題分析及び事業計画の策定	3.93点	3.98点
③事業実施及び計画の見直し	3.90点	3.98点
④事業実施状況の評価	3.90点	3.98点

[評価点の平均点が3点を下回る項目]

評価項目	評価結果(センター数)					(参考) R3 平均点		
		4点	3点	2点	1点			
(2)運営体制	⑥介護予防ケアマネジメント担当件数	委託職員の介護予防ケアマネジメントの担当件数	18	6	4	13	2.71	2.95
(3)職員体制	④経験豊富な職員の配置	経験豊かな職員の配置状況	5	19	15	2	2.66	2.51
(5)広報活動	②認知度	高齢者の相談支援機関としての認知度	15	11	14	1	2.98	2.59

- 「介護予防ケアマネジメント担当件数」については、委託職員全体の担当件数が上限を超えたセンター（評価点1点のセンター）が13か所（令和3年度10か所）あったことから、プランナー（委託職員外）を増員するなど、委託業務の円滑な実施のために引き続き対応を行う必要がある。

- 「経験豊富な職員の配置」については、センターにおける平均勤続年数が、職員の法人内異動や新規採用により下がったセンターもあったが、全市的には伸びている。
- 「認知度」については、市・区・圏域のいずれのレベルにおいても広報活動に力を入れている。本市広報紙への掲載、テレビ番組の放映、デジタルサイネージやSNSの活用、各センターが作成している「包括だより」の配付先拡大などに取り組み、評価点の平均点は3点を下回ったものの、令和3年度よりは上昇している。

2 地域のネットワーク構築（全4項目→参考値を除き2項目）

- コロナ禍で会議が開催できないときであっても、センター職員が個別に地域の代表者等を訪問し、現状把握や情報交換をするなど、ネットワークが途切れないように働きかけている。
- また、地域団体主催の会議が再開された際には、センター職員が積極的に参加して情報交換等を行っており、参考値としている評価項目ではあるが、会議参加に係る項目の平均点が令和3年度よりも上昇している。

3 総合相談支援（全3項目）

- 深刻化・重度化した相談や、多世代・他分野にまたがる複合的な課題のある相談が増えてきているが、全センターにおいて必要に応じて他機関と連携して対応できている。
- 相談記録の作成・管理及び分析・活用については、各センターで受けた相談内容を類型化し、分析している。また、分析結果は地域課題を抽出する際の根拠とともに、地域ケア会議や住民向けの研修会で、課題を共有するための資料として活用している。

（関連する主な評価項目）

総合相談業務	令和4年度	令和3年度
②処遇困難事例への対応	4.00点	4.00点
③相談記録の作成・管理及び分析・活用	3.76点	3.93点

4 権利擁護（全6項目→参考値を除き5項目）

- 高齢者虐待対応については、認知機能低下等がある高齢者の状態を養護者が受け入れられていなかつたり、適切な対応方法を知らなかつたりするケースだけではなく、養護者自身が疾患や障害、経済的困窮を抱えている等、養護者の生活を整えるための支援が必要なケースが増えている。センター及び各区が隨時支援計画を見直しながら、他機関と連携して適切に支援を行っている。
- 高齢者虐待について、ケアマネジャー やサービス事業所・地域住民を対象に研修を開催し、気になる段階からの相談を促すなど、より早期に発見し対応するネットワークづくりに努めているセンターも見られた。
- 成年後見制度の利用促進や消費者被害の防止等を図るため、パンフレット等による普及啓発や相談対応・関係機関のつなぎを行っている。

（関連する主な評価項目）

(2) 高齢者虐待防止	令和4年度	令和3年度
①的確な状況判断と迅速かつ的確な情報収集、速やかな初回コアメンバー会議の実施	4.00点	3.95点
②緊急性の判断や支援計画に基づいた対応状況	4.00点	3.88点

5 包括的・継続的ケアマネジメント支援（全4項目→参考値を除き2項目）

- ◎ 全センターにおいて、研修会や個別の事例対応等を通じて、ケアマネジャーと民生委員などの地域団体との連携や介護サービス事業所同士の連携が深まるような取組を行っている。
- ケアマネジャーへのアンケートの実施や各居宅介護支援事業所を巡回するなどの方法によりニーズを把握した上で、各センターでケアマネジャーを対象とした研修会や連絡会を開催している。また、圏域内の主任ケアマネ連絡会を開催し、主任ケアマネジャーと共にネットワーク構築や介護予防ケアマネジメントの質向上に取り組んでいるセンターも見られた。

（関連する主な評価項目）

(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築	令和4年度	令和3年度
①関係機関との連携	4.00点	3.98点

6 介護予防ケアマネジメント（全13項目→参考値を除き12項目）

- ◎ 全センターが、市民からの相談時に加え、通いの場などでも積極的に事業対象者の把握に努めていた。また、基本チェックリスト非該当者には、センターが独自で作成したサロンマップなどを活用し、介護予防に取り組めるような調整や情報提供を行っていた。
- センター内で職員同士がお互いのプランチェックを行うなど質向上への取組を行い、担当職員が概ね一定レベルに達しているセンターがある一方で、疾病管理・栄養状態や口腔機能の改善の視点が不足しているプランやサービス利用が目的化したプラン、アセスメント結果からの課題抽出が十分とは言えないプランも見られたため、介護予防ケアマネジメントの質向上のための取組を引き続き行う必要がある。

（関連する主な評価項目）

(1) 事業対象者の把握	令和4年度	令和3年度
①事業対象者の把握	4.00点	3.93点
②チェックリスト非該当者への助言等	4.00点	4.00点

7 重点事業

（1）地域介護予防拠点整備促進事業（全5項目→参考値を除き1項目）【参考資料1】

- ◎ この度から、新規に立ち上がった地域介護予防拠点（以下「拠点」という。）の数のみの評価から、圏域内に偏りなく拠点を立ち上げ、活動を支援していることを評価するものに基準を改めたことで、大幅に評価点が上昇した。
- センターの拠点担当者が、休止中の状況確認や再開後の支援を圏域の偏りなく行ったほか、新規立ち上げ支援も行った結果、拠点数は令和3年度から50か所増加し、令和4年度末時点では929か所となっている。一方で、感染予防対策として会場の人数制限を行う拠点があったため、参加者数が令和4年度の目標値に満たないセンターもあった。
- コロナ禍における感染症対策を講じた上での介護予防の普及啓発活動や各種介護予防の取組が、センター及び市民の双方で定着したことにより、ほとんどのセンターで令和3年度よりも多く実施することができた。

（関連する主な評価項目）

区分	令和4年度	令和3年度
②地域介護予防拠点の立ち上げ状況	4.00点	2.20点

(2) 高齢者地域支え合い事業（全4項目→参考値を除き3項目）【参考資料2】

- ◎ 令和4年度末現在、125か所の小学校区において見守り活動等の実施を目的とした準備委員会が立ち上がっている。

このうち、117か所の小学校区において見守り活動が始まっており、対象となる高齢者7,161人に対して、見守り協力員4,380人が声かけや見守りを行っている。

- 多くのセンターにおいて、個別訪問などで把握した地域課題をネットワーク組織に還元し、課題解決のための取組につなげている。また、市・区社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとも連携しながら、見守り活動を通じて把握した地域課題の解決やニーズに応じた生活支援の創出に向けた支援に取り組んでいる。

(関連する主な評価項目)

区分	令和4年度	令和3年度
①ネットワーク組織の立ち上げと多様な取組の実施状況	3.88点	3.88点
②個別訪問等から見えた地域課題の検討状況	3.93点	3.90点

(3) 在宅医療・介護連携推進事業（全5項目→参考値を除き2項目）【参考資料3】

- ◎ 圏域レベルで多職種による情報交換会・事例検討会を開催し、各圏域で把握した課題を区レベルの課題へと発展させるなど、全てのセンターにおいて在宅医療・介護連携の課題解決に向けた取組を着実に進めている。

- 医療機関に集まって退院前カンファレンスを開催することが難しかったケースはあったが、在宅生活に移行する際の連携について、センターから医療機関に積極的に働きかけていた。

(関連する主な評価項目)

区分	令和4年度	令和3年度
③課題の解決のための取組の実施状況	4.00点	3.98点
④退院前カンファレンスの参加等積極的な連携状況	3.98点	4.00点

(4) 認知症地域支援体制づくり（全9項目→参考値を除き4項目）

- ◎ 認知症地域支援推進員及び認知症初期集中支援チーム等の関係機関と連携するなど、認知症地域支援体制づくりに取り組みつつ、適切に支援を行っている。

- 地域住民、学校、企業などを対象に認知症サポーター養成講座を開催するほか、同サポーターが地域で認知症の人を支える具体的な活動につながるよう働きかけを行っていた。
- また、認知症地域支援推進員と連携して、認知症カフェの新規立ち上げや休止中のカフェの状況把握・再開支援に努める等、認知症の人とその家族にやさしい地域づくりを着実に進めている。

(関連する主な評価項目)

区分	令和4年度	令和3年度
⑦認知症地域支援推進員との連携状況	4.00点	4.00点
⑧認知症初期集中支援チームとの連携	4.00点	3.89点

III 評価結果を踏まえた今後の対応

(共通基盤：運営体制関連)

- 地域の実態把握や課題分析を踏まえた実施計画の作成、評価結果の次年度計画への反映については、全てのセンターで取り組んでいる。センター業務のP D C Aサイクルが継続して行えるように支援するとともに、地域課題や計画、評価の可視化と共有の取組が促進するよう引き続き助言を行っていく。
- 介護予防支援業務の直営率と同業務の委託職員の担当件数の改善に当たっては、センターの委託職員数に応じたプランナーの配置が必要となる。引き続き、基準を満たさないセンターには、プランナーを適正配置するよう指導する。

(介護予防ケアマネジメント関連)

- 自立支援と重度化防止に資する介護予防ケアマネジメントの質向上及びケアマネへの指導力養成については、地域ケアマネジメント会議やリハビリ専門職による介護予防ケアマネジメント支援、介護保険課が実施する介護予防ケアマネジメント研修などを通して引き続き取り組む。

(重点事業関連)

- 地域介護予防拠点整備促進事業や高齢者地域支え合い事業は、地域の実態に即して住民が主体となった地域づくりを支援する難易度の高い業務であるが、発展的な取組を行う学区も出てきている。活動発表会などの機会を通して取組内容を共有するとともに、市・区社会福祉協議会の生活支援コーディネーターとも連携して取り組むことができるよう支援する。

(改善に向けて取り組む項目)

- 区内の半数以上のセンターが「2点」又は「1点」の評価となっている項目【別紙4】の課題や改善策等については、区運営協議会において協議し、区地域包括ケア推進センター（区地域支えあい課）が改善に向けた支援を行う。

IV 評価結果等の公表

- 評価結果等については、以下の資料を広島市ホームページ（地域包括支援センター運営協議会のページ）において公表する。
 - ・ 令和4年度における地域包括支援センターの評価結果について 【資料2】
 - ・ 広島市地域包括支援センターの評価基準（令和4年度分） 【別紙1】
 - ・ 令和4年度における広島市地域包括支援センターの評価結果一覧 【別紙3】
 - ・ 令和4年度における地域包括支援センターの特色ある取組について 【別紙5】

V その他 令和5年度の評価について

新型コロナウイルス感染症が令和5年5月から感染症法上の5類感染症に位置付けられ、地域活動が徐々に再開していること、また、各センターがI C Tの活用などによってコロナ禍でも工夫して事業を実施し、開催回数がコロナ禍前の水準に戻りつつあることから、令和5年度の評価に当たっては参考値を設けない。